

# 医療

障害者医療費受給者証  
母子家庭等医療費受給者証  
後期高齢者福祉医療費  
受給者証の更新

障害者医療費受給者証、母子家庭等医療費受給者証、後期高齢者福祉医療費受給者証の有効期限が7月31日(休)のため、対象の方は、更新の手続きが必要となります。

該当する方には、6月中旬に案内通知を送付しましたが、更新申請が済んでいない方は、至急申請をしてください。

申請後、内容の審査を行い、受給対象となる方には7月末までに8月以降使用できる障害者医療費受給者証、母子家庭等医療費受給者証、後期高齢者福祉医療費受給者証を郵送します。

旧受給者証は、8月以降、市役所へ返却をお願いします。

問合せ先  
困市民窓口グループ  
☎52-11111 (内線227・217)



# スポーツ

体育センター・  
武道館  
利用予約方法の変更

10月1日(休)の利用より、体育センターおよび武道館の利用予約方法を変更します。

現在、体育館および武道館については、利用日の3か月前から申込みを先着順に受け付けています。

変更後は、奇数月の1日～10日の間に、翌月および翌々月の2か月分の利用希望を提出してください。(例)12月5日と1月9日の利用を希望する場合→11月1日～10日に利用希望を提出する。

調整を行ったのち、22日に体育センターで利用計画を発表します。

10月1日以降の利用希望提出は、9月1日から体育センターで受け付けます。

なお、この予約方法については、グラウンドやテニスコートは、予約方法と同様です。

問合せ先  
・ 困文化スポーツグループ  
☎52-11111 (内線330)

# 労働

中小企業最低賃金引き  
上げ支援対策費補助金

・ 体育センター  
☎52-3415

事業場で、就業規則の作成・改正、賃金制度の整備、労働能率の増進に資する設備・器具の導入、研修などの業務改善を行うとしていた場合に、事業場内に800円未満の時間給(時間換算額)の労働者がおり、最も低い時間給(時間換算額)の労働者の賃金を40円以上引き上げた場合、業務改善に要する費用を一定の範囲で助成します。

助成額 表の助成対象経費に補助率を乗じて得た額と基準額を比較して、いずれか少ない額が助成対象となります。(ただし、下限は10万円とし、その場合の助成額は、5万円) ※詳しくは、問い合わせてください。

問合せ先  
愛知労働局労働基準部賃金課  
☎052-972-0257

基準額	助成対象経費	補助率
100万円	交付要綱第3条第1項に掲げる経費のうち、謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、備品費、原材料費、機械装置等購入費、試作・実験費、造作費及び委託費	2分の1
		4分の3 (常時使用労働者が、企業全体で30人以下の事業場)



## 在職者対象訓練

◆「電気工事士技能講座」

対象 第二種電気工事士の資格取得をめざす方

とき 7月19日(土)・20日(日)(全2日間)

・ 1日目：午前9時10分～午後4時30分

・ 2日目：午後3時40分まで

ところ 県立高浜高等技術専門学校

定員 20人  
受講料 2,300円  
費用 材料・テキスト代(各自で用意)

募集期限 7月11日(金)(必着)

申込方法 はがきに講座名・郵便番号・住所・氏名・生年月日・電話番号・勤務先・勤務先電話番号を記入のうえ、申

込 ※Eメールは、学校ホームページの申込方法にしたがって申

込 ※定員を超えた場合は抽選

申込先

県立高浜高等技術専門学校

〒444-1324

碧海町四丁目1-6

☎53-0031

☎52-4575  
http://www.pref.aichi.jp/shugyo/koukyou/takahama/